

鈴木照夫氏ほか三名が受賞 光町農業賞

二月十四日、午後一時から光町中央公民館で初の光町農業賞が、模範農業者へ贈られました。

表彰は、農業技術と生活の創造改良、導入などにより農業の生産性向上に著しく功績のあった者と農業経営方法の改良、導入などによって、農業所得の向上に貢献した者を表彰するものです。

農業委員会では、農業立町である当町において、このような優秀

で模範的な農業者を、光町農業賞顕彰規則に基づいて表彰しました。表彰に当っては、農業賞選考委員会において、慎重審査され次の四氏が表彰されました。

▽宝米十九番地 三十四才

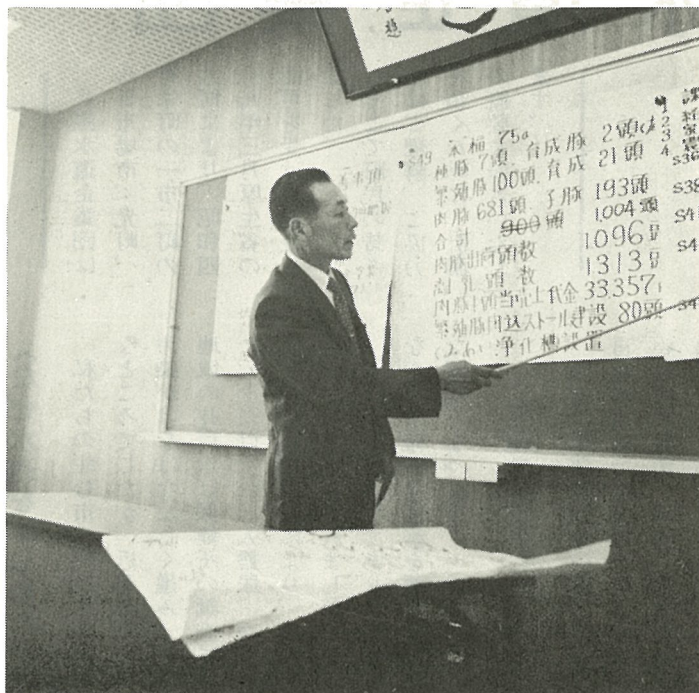
鈴木 照夫

▽虫生四六一番地 三十五才

深田 正治

▽宮川一、三〇六番地 四十四才

向後 真一



(作間内の向後真一さんの体験発表表)



(盛大に行なわれた披露式)

日本農業県代表賞を受賞 西高野の皆さんへ

西高野農機具利用組合(組合長鈴木八郎)は、すでに昭和四十年に農業構造改善事業を実施し、農作業のすべてを協同で行なうなど組合全員が一貫農作業に励んでいます。

このように農業立町である当町では、西高野部落は模範的な農業地域であると同時に、常に農業技術への創意、工夫をしています。

その功績が認められ、一月二十八日、全国農協中央会主催NHK後援により、千葉県農業会館において、日本農業賞千葉県代表賞が授与されました。

それに伴い、三月一日、午前十一時から西高野農村協同会館で、農業構造改善事業施行十周年記念式典とあわせて受賞披露式が、関係者多数参列のもとに盛大に行なわれました。

▽木戸六、四六七番地 二十七才
林 幸定

ちなみに、光町農業顕彰規則は次のとおりです。

(目的)

第一条 この規則は、光町農業に関して功労のあった者を表彰し、もってその労に報いるとともに、農業の振興に寄与することを目的とする。

(表彰)

第二条 会長は、次の各号の一つに該当するもののうちから表彰するに、ふさわしいと認めた者を表彰する。

一、農業技術と生活の創造、改良導入などにより、農業の生産性向上に著しい功績のあった者。
二、農業経営方法の改良、導入な

どにより、農業所得の向上に著しく貢献した者。(地域の自然的、経済的条件に応じて、合理的な農業経営を行ない、他の模範となるべき者を含む。)

三、前条に掲げる者のほか、農業技術(生産を含む。)または、農業経営方式の創造、改良、導入をはかり、その成果が期待される者
四、農業青少年(後継者)育成について特に努力され、その成果が期待される者。

(表彰の区分と方法)

第三条 表彰は、前条一号または二号に規定する者に対する、光町農業賞及び同条三号、四号に規定する者に対する光町農業奨励賞に区分し、次に掲げるところにより毎年これを行なうものとする。表

彰に当っては、表彰状及び金品を授与する。

(被表彰候補者の選考)

第四条 農業諸団体の長は、町内に第二条各号に該当する者がいると認めたときは、その者を被表彰候補者とするため、会長に推せんすることができ。

(公表)

第五条 会長は、この規則の規定により、表彰を行なったときは、その氏名及び功績の概要を広報に公示する。

(実施細目)

第六条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

(附則)

この規則は、公布の日から施行する。